

山運整第210号の2  
令和4年7月21日

県内関係事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長  
( 公 印 省 略 )

令和4年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等の業務の実施等について

令和4年度自動車事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、自動車事故対策費補助金交付要綱、実施要領及び「自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に関する運用方針」（平成10年6月17日付け自保第128号の3）のほか、以下により実施します。なお、以下の取扱いについては、今後、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表します。

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（別添1）

申請受付期間及び申請対象車両

- ① 申請受付期間 令和4年7月22日から令和4年11月30日まで
- ② 申請対象車両 令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両を購入（新車新規登録）したもの

(2) 運行管理の高度化に対する支援（別添2）

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間  
(1次募集) 令和4年7月22日から令和4年8月31日まで  
※1次募集の申請はトラック事業者（リースの契約先を含む）のみ  
(2次募集) 令和4年9月1日～令和4年11月30日まで
- ② 申請対象機器 令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に導入した機器

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援（別添3）

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 令和4年7月22日から令和4年11月30日まで
- ② 申請対象機器 令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に導入した機器

(4) 社内安全教育の実施に対する支援（別添4）

申請受付期間及び申請対象メニュー

- ① 申請受付期間 令和4年7月22日から令和4年11月30日まで
- ② 申請対象メニュー 契約日が申請日以降であり、かつ、令和5年1月20日までに終了するもの

\* なお、申請受付期間内の申請状況等により、上記以外に申請受付期間及び申請対象車両等の変更、申請受付期間の設定等を行う場合があります。

\* 以上の各期間中、土日・祝日は除くものとします。

\* 制度の概要、申請書類等については下記国土交通省 HP よりご確認ください。

○先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_04.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html)

○運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>